

議会議務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

議会議務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令
議会議務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会議務局長専決事項)</p> <p>第5条 併任職員が処理すべき事務について議会議務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 第1号、第2号、第7号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為に関すること。</p> <p>(13) 第4号及び第10号に規定するもの以外の1件の金額1</p>	<p>(議会議務局長専決事項)</p> <p>第5条 併任職員が処理すべき事務について議会議務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為に関すること。</p> <p>(18) 第7号及び第14号に規定するもの以外の1件の金額1</p>

億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(議会議務局総務課管理主幹専決事項)

第7条 議会議務局総務課管理主幹である併任職員は、前条の規定にかかわらず、議会議務局総務課総括課長である併任職員の専決できる事項のうち、議会議務局長である併任職員があらかじめ指定したものを専決することができる。

億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。